

消防設備点検のお知らせ

拝啓 毎々格別のご高配に預かり厚く御礼申し上げます。
さて、前回本案内文をご送信後に、早速、消防設備点検の実施依頼をいただいたオーナー様もおられ、誠に有り難うございます。今回は「消防設備点検」につきまして、まだ検討中のオーナー様もおられますので、前回と同様の案内文を再送信させていただいております。

オーナー様所有の物件に設置されています消防用設備につきましては、消防法に基づき定期的に点検し、かつその結果を**消防署へ報告するという規則**があります。

消防用設備は特殊なものであり、知識・技能のない者が点検を行っても、不備欠陥が指摘できないばかりか、かえって消防用設備の機能を損なうことも考えられます。

そこで、消防法に基づき消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされています。

尚、弊社では、消防用設備に関する業者と提携を致しております。

新設置は勿論、点検業務、保守契約、消防手続一切の業務につきましては、こちらから手配をさせていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

敬具

点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物	点検結果の報告の期間
寄宿舍、下宿、共同住宅	3年に1回
複合用途防火対象物のうち、その一部が料理店、飲食店、マーケットその他物品販売業を営む店舗等に掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年に1回